



つなぐ

Vol. **110**

**2012
Autumn**

平成24年10月1日

発行人 長野県民生児童委員協議会
会長 百瀬 弘

編集人 編集委員会
委員長 熊井 文弘

〒380-0928 長野市若里7丁目1番7号
(長野県社会福祉協議会内)



Contents

特集

生活福祉資金制度を活用しよう!	2
インタビュー／生活困窮者の実態を聞く	4
訪問／原村「進む子育て支援」	6
ひろば／研修会報告	7
民生委員児童委員研修日程	8

特集

生活困難家庭への支援

生活困難家庭への支援

特集



～生活福祉資金制度を活用しよう!～

私たちの住む地域にはさまざまな困難に直面し、何らかの支援を必要している人たちがいます。ひとり暮らし、失業・貧困などにより経済的にも精神的にも不安な状態で暮らし、家族にも支えてもらえず、地域からも孤立していたりして、自ら問題解決に向かうことができない人びとには、周囲からの働きかけが必要になります。

民生児童委員には、日常的な関係づくりで地域の生活困難家庭を把握することや地域生活を支えるさまざまな制度を理解し、必要な支援やサービスにつないでいく役割があります。また、日ごろからいざという時に活用できる支援があることを広報・周知しておくことも重要です。

「生活福祉資金貸付制度」をもっと知ろう!

生活困難家庭を支えるための支援・サービスのひとつが「生活福祉資金貸付制度」です。低所得世帯等が生活保護に陥ることを予防する「防貧対策」としての役割を担っています。貸付の実施主体は県社会福祉協議会で、借入相談・申込受付などは市町村社会福祉協議会が担当しています。

低所得者対策として位置づけられているこの制度は、昭和30年度、民生委員の自主的な活動である「世帯更生運動」を源とした「世帯更生資金貸付制度」として創設され、以後、名称変更や貸付対象・目的が拡大されてきました。平成21年度には、経済危機対策として離職者や低所得者に対し、貸付要件を大幅に緩和した制度改正が行われました。改正の主な内容は、

- ① 継続的な相談支援と生活費用等の貸付を行う総合支援資金の創設
- ② 資金の種類を4種類に整理・統合
- ③ 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない場合でも貸付可能な貸付利率の低減（連帯保証人を立てた場合は無利子・連帯保証人を立てられない場合は1.5%）



▲ 社会福祉協議会作成のパンフレット

○資金の種類

資金種類	限度額	
総合支援資金 (継続的な支援必須)	生活支援費 ※最長1年間の生活費	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内
	住宅入居費 ※敷金、礼金等	40万円以内
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円以内
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
教育支援資金	教育支援費	月6.5万円以内
	就学支度金	50万円以内
不動産担保型生活資金	(一般世帯向け)	月30万円以内
	(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍以内

詳細は、市町村事務局を通して配布した「生活福祉資金のご案内」のパンフレットをご覧ください。また、定例会等で市町村社協の担当者に説明をお願いします。

○貸付対象
低所得世帯…資金の貸付にあわせて必要な支援を受けられることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯
市町村民税納付区分の非課税世帯
均等割世帯・所得割納付額11万円以内の世帯
障害者世帯…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。）の属する世帯
高齢者世帯…65歳以上の高齢者の属する世帯で市町村民税納付区分の非課税世帯・均等割世帯・所得割納付額17万円以内の世帯



【決定件数の推移／平成13～23年度】



貸付決定状況 (資金別)

(H21～H23年度 単位：千円)

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 総合支援資金 ※1	322	132,705	226	81,656	71	25,424
2 福祉資金	88	57,520	72	34,645	28	18,863
3 福祉資金(緊急小口資金)	426	36,106	348	27,351	214	17,375
4 教育支援資金	130	142,068	166	119,292	135	90,194
5 不動産担保型生活資金	1	7,560	1	10,640	2	11,095
合計	967	375,959	813	273,584	450	162,951

※1)旧離職者支援資金(平成21年9月30日付け廃止)の件数及び金額を含む。以下同様。

民生委員の役割

民生委員が生活福祉資金に関わる意義は、借受世帯の近くで相談にのったり、見守りを行いながら自立や社会参加への意欲を醸成することです。

生活の再建がうまく進まず、償還が滞ることもありますが、民生委員が相談支援や見守りに取り組み、社協や関係機関と連携しながら個別にきめ細かに対応することが、生活福祉資金が制度として活かされ、生活困難世帯の支援につながります。

具体的な役割は以下のとおりです。

- ① 県社協、市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した制度の広報・周知
 - ② 制度の利用に関する情報提供・助言
 - ③ 県社協、市町村社協の要請による借入申込世帯、借受世帯の調査及び生活実態の把握
↓福祉資金・教育支援資金では、借入手続き時に民生委員調査書の作成
 - ④ 借受人の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援
- ※民生委員が債権管理の法的責任や義務を負うことはありません

県内の資金貸付状況

県内の資金貸付状況は、表のとおりです。大幅な制度改正のあった平成21年度は件数が激増しました。

生活福祉資金の借受世帯を担当している委員の割合は、18.2% (平成22年度) となっています。

平成23年度の貸付件数は450件ですが、市町村社協で受けた相談件数は8,238件のほりまです。

問題解決の方策をともに探ろう！

民生委員は債権管理の法的責任や義務を負うことはありませんが、償還を滞納している借受世帯の世帯状況の把握等を求められます。貸付当初からかわっている場合は、スムーズにいくのですが、かなり滞納した後にいきなり把握等の協力を求められても非常に困難な場合もあります。これら世帯には特にきめ細かな状況把握や相談が必要です。世帯状況や相談支援等の記録は「生活福祉資金借受世帯援助記録票」に記入し、社協と情報共有をしましょう。

また、一斉改選等で担当を替わる時も「援助記録票」でしっかりと引き継ぎ、支援を継続することが大切です。

A委員は、償還が10年以上も滞っている方を担当した時に、当初は「何しに来たんだ」と聞く耳も持たなかった方が、こまめに足を運び、共感的に理解する姿勢で接しているうちに、「元本だけでも少しずつ返済していく」というように変わっていったといいます。「この時は民生委員としての役割にやりがいを感じた」と話されます。

民生児童委員の一番の役割は、支援への「つなぎ役」です。生活福祉資金のほかにも日常生活自立支援事業や成年後見制度などの地域生活を支えるさまざまな制度があります。

生活困難家庭を発見したら、まず行政や社協の窓口で連絡・相談しましょう。行政・社協・関係機関と連携し、住民の状況に応じて多角的な相談・支援が行われることが重要です。

相談現場の苦悩

生活困窮者の実態を聞く

生活福祉資金貸付制度の窓口は、各市町村の社会福祉協議会です。実際に相談を受けている長野市社会福祉協議会の渡辺勝子さん・倉嶋照男さんに、相談者の様子や実態をうかがいました。

相談者は経済的にマイナス 失業や就職難で、返済に懸念が

— 最近の相談を受けているの率直な感想を聞かせてください。

A この仕事をして5年目になります。以前に比べて、今は手持ちのお金は「ゼロ」が最低ではなく「マイナス」。つまり、借金があったりして、もうどこからも借りられなくなった人が目立ちます。そのなかで、生活福祉資金貸付制度を利用して、返すことが本当にできるのかと疑問を感じることもあります。きちんとした返済計画が立てづらいのです。

— 相談を受ける中で、そうなった理由はわかりますか。

A たとえば就職氷河期の世代では、派遣やアルバイトしか仕事がなく食べていくのにやっとの方がいます。前は仕事を見つけて働けば、収入も上がり返済できる見込みがありました。でも今は借りたとしても返せない可能性が高いのです。就職できず、生活保護を受けられる方もいます。

— 平成21年から制度が改正されて借りやすくなったのでは。

A そうですね。連帯保証人が要らないというのは大きいですね。ですがその後、返済できない人が増えてきていることが懸念されます。

— 民生児童委員さんが関わるとうつですか。

A 関わっていただいてスムーズに行くケースはもちろんあります。特に村や町などでは民生児童委員のかかわりは大変有効です。しかし都市化された街では、状況把握が難しかったり、当事者が引っ越してしまう場合もあり関わりが難しいですね。

— 教育支援資金についてはどうですか。

A 以前は卒業するまで数百万円単位での貸付

もあつたのですが、今は、他の貸付機関に相談していただき、無理なら、入学時に必要な額の貸付をして、その後の費用については、入学後に学生支援機構に相談していただいています。

30代の単身者や母子家庭など 一人で家計を支える世帯が困窮

— では相談があつても、申請が無理な場合はどうしますか。

A まず、生活福祉資金貸付制度自体を知らない方も多いため、今の家庭の状況を聞きながら制度の対象となるかを考えます。その過程で、世帯の問題を明らかにし、どうやって自立していくか、一緒に考え、生活保護やほかの福祉制度、関係機関へつなげる場合もあります。多い人では10回以上相談にのることもあります。

— どこまで踏み込めか難しいのではないですか。

A そうですね。最初はプライベートなどはあまり踏み込んではいけないと前任者から引き継ぎました。でも相談者はお金だけでなく、さまざまな問題を抱えている場合が多いので、できるだけ聞き取る必要があると考えるようになりました。

— それで相談件数が多くても実際貸付が成立する件数が少ないのですか。

A 制度申請のために尋ねてきても、事情を聞くと、制度自体の要件に当てはまらない場合も多いですね。

— 相談者の最近の目立った傾向はとうつですか。

A 30代の男性の単身者が多くなつてきていると感じます。未婚者や離婚者が親と一緒に生活していて、職を失い、親の年金に頼らざるを得ないという状況の方もいます。今後、そうした人たちが親を亡くした場合、どう生活していく



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考
相談件数	146	149	146	86	154	162	97	80	116	146	107	134	1,489	
総合支援資金	4	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	
申請	生活支援費												0	
	生活支援費(増額)	3	1	1									5	
	住宅入居費	1											1	
	一時生活再建費						1						1	
貸付	福祉資金	1	3	3	3	2	2	0	0	1	0	0	3	18
	福祉費	1											1	
	緊急小口資金	0	3	3	3	1	2			1			3	16
	震災特例貸付					1							1	
申請	教育支援資金	3	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	2	10
	教育支援費	1				1			1			1	5	1件貸付中止
	就学支援費	2				1			1			1	4	
	臨時特例つなぎ資金			1		1	1						4	
不動産担保型												0		
合計	8	4	5	3	5	3	1	2	1	0	1	6	39	

平成23年度生活福祉資金貸付事業相談対応状況表 (長野市)

のかと考えると将来が懸念されます。
 なるほど、母子家庭はどうですか。

A 母子家庭は児童扶養手当がありますが、それでも収入が少なく恒常的な生活費不足が続いている方が多いですね。

相談する人がいないのでしょうか。

A そうですね。母子家庭の方で□□ミでここを尋ねてきて、お子さんの進学資金の貸付を申し込まれる方もいます。民生児童委員が気づいたら、相談にのっていただき、見守っていただくことは大切です。

生活困窮者が増えているという感触はありますか。

A 確実に増えていると感じます。収入が少なく、夫一人の働きでは生活できず、共働きできればいいですが、家族の病気等で無理な場合もあります。年金や健康保険の滞り納者も相談者の中には多いです。また、働いていても収入が少ないため、万が一に備えるための貯金ができておらず、貸付相談に来る方がみられます。

まじめにがんばっても生活が苦しい人も、相談者に多いということですか。

A はい。生活も切り詰めて、がんばっていても生活費が足りない人がいます。私としては貸してやりたいと思っても、返済が見込めず貸付できないことがあります。一方で、福祉のお金だから当然借りられるというスタンスで来訪される方もいるのは確かです。

**社会福祉協議会の窓口を
有意義に利用して解決を**

では、相談員としてよかったと思う場面はありますか。

A もちろんたくさんあります。

A 給料日には必ず顔を見せて返しに来てくれた人、就職が決まってその報告をしてくれる人など、良かったと思うことがあります。

窓口で相談を受けるにあたって心がけていることはありますか。

A 相談者側は、この窓口に来るのに、とても勇気がいることだと思います。ですから、事情を丁寧に聞くことができています。

A 私も、制度を視野に入れながら必要なことを聞いていき、一緒に解決策を考えていくというスタンスでやっています。社会福祉協議会だからこそ、ほかにもいろいろな事業もありますし、金銭面だけでなく、介護や子育てなど他のセクションや、行政など他の機関へつないだりできますから。

最後に民生児童委員へメッセージをお願いします。

A 貸付制度そのものを知らない方も多いと思います。生活の見守りをする中で、この制度をご案内することをきっかけとして、ぜひ社協の窓口と一緒に訪ねるか、紹介いただくようお願いいたします。それがきっかけで、今まで相談できなかったことが相談でき、一緒に考えることで問題を解決する道にもつながります。民生児童委員の活動の中で、もっともっと社会福祉協議会という機関を有意義に使っていただきたいと思います。

訪問



原村

記者が地区民児協におじゃまし、会長や委員とコミュニケーションを図って、第三者の目でレポートしていく「訪問」コーナーと各ブロックの委員から活動を通して感じたことやエピソードを率直に寄稿していただく「ひろば」コーナーです。

民児協
だより



原村民生児童委員協議会



▲活発で明るい民生児童委員の皆さん(最前列左から3番目が会長の五味さん)

人口は増え、子育て支援の進むむら
赤ちゃんから中学生までフオーロー

約8千人が暮らす原村の人口は毎年40〜50人ほど増えています。高齢化率は20%台。高原野菜を中心とした農業で、高齢者も元気に働き、平均寿命も長く、高齢者就職率も全国一位。魅力的な自然と施策で全国的にも知られ、村へ移住する世帯が目立ちます。そうした中で高齢者支援はもちろん、特に子育て支援に一役かっているのが民生児童委員です。

平成20年から民児協が独自に1歳児訪問をスタート。「訪問時に渡すものは試行錯誤して、現在はベクトルボトルを再利用したオモチャを持って行ったり、子育て関係者のアドバ

イスを渡す封筒もかわいいイラストを入れるなど工夫しており、多くの母親に受け入れられている」と会長の五味勇吉さん。

村が年6回行う「子育て塾」では、親が子育てについて学んでいる間に、民生児童委員が2歳前後の子を預かる活動も4年前から継続しています。「最初のころは私たちのことを知らなかった親が多かった。いまは認知され、評判もいい」と言います。

社協と協働で行う「一日父親母親事業」では、保育園から小中学生の子どもをもつ親子を連れて、日帰り旅行を行っています。「今年はスカイツリーに行く予定。仕事や家事に追われてなかなか旅行に行かない。そんな家族に添乗しながら旅することとは大変だけど楽しい」と五味さん。高齢者や障害者対象の旅も同様に毎年行っているそうです。

また、毎年、小中学校の教員と本音の意見交換も行っているとのこと。7月5日の定例会でも、委員から中学生の素行事例が紹介されました。学校と連携して、地域ぐるみで子どもの成長を見守り、顔の見える支援体制ができています。民生児童委員がアルミ缶を回収し、保育園・小



▲1歳児訪問時に渡す手作りのオモチャと封筒。心がこもっています!!

中学校へ寄贈する独自の事業も6年目に入りました。

一方で、「孤立死・失踪防止訪問活動」にも力をいれており、月2回はひとり暮らし家庭の訪問や老老世帯の見守りをするキャンペーンも行っています。

会長の五味さんは村議会議員を務めた経験があります。定例会を見ても、22人の民生児童委員は反対意見も臆することなく言うことができる雰囲気印象的でした。民児協として、行政と連携するだけでなく、住民が住みやすいように今年だけでも4回も意見申をしたそうです。

さらに村社協と住民が準備を進め、家事支援や子育て支援などを行う住民参加の支え合い「原村ねこの手サービス」が立ち上がりました。村全体で住民を見守り、支えていく体制が整ってきています。

「民生委員・児童委員のための 相談技法研修会」に参加して

千曲市民協
会長 大島 剛



▲県内参加者（左から湯本さん・木村さん・大島さん）

8月6・7日の2日間の日程で、全国の仲間皆さん134名と標記研修会に参加させていただきました。民生委員児童委員信条にも「わたくしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます」とあります。

民生児童委員が戸別訪問活動等において、地域住民のさまざまな相談に応じていくために、要援助者の不安や悩み、苦情などを受け止める援助者としての資質向上が求められています。

今回は援助者としての必要な相談

や援助の方法等について、「傾聴」という視点から学習し、多くのことを学んでまいりました。

相手の「話をキク」という場合には「訊く」「聞く」、そして「聴く」の3つがあります。「訊く」は質問しながらきくこと、「聞く」は事実確認等で単にきくこと、最後の「聴く」は話し手の感情、「心」にも耳を傾けてきくことです。

相談の起点であり、相手の話を、誠意をもってきくことの基本であります。「傾聴」についてまとめてみました。

「傾聴」の最も大切な基本は：

- 1、無条件に受け入れ「肯定的」に話を聴く「受容」の心が大切です。
 - 2、悩みを話す行為は、相手にアドバイスを求めるのではなく、悩みを聴いてもらいたいという欲求の表です。自分の思いを話したい。
 - 3、相手の気持ちに寄り添って「耳」と「目」、そして「心」で聴くことが大切です。
- 「傾聴」の技法のポイントは：
- 1、受容…「はい」「そうですか」とうなずき、ありのままに受け止め、共感的に理解する。
 - 2、内容の確認…相手が話した内容をそのまま反復、または要約して確認する。
 - 3、感情の理解…じっくりと相手の

気持ち、感情を推察し、共感していることを相手に伝えることにより信頼関係が深まる。

4、問題の明確化…問題を決めつけないように注意して、話の要点を整理する。

5、励まし…話しやすいように相づちや言葉をはさむことで関心を示し、相談者の話を促す。

次に、相談援助の視点・態度・技法についてまとめてみました。

1、「きつかけつくり」…支援が必要だと思われる人との初めての出会い。

①最初のきつかけをつくる…良い関係は良い出会いから。

②次へつながる自然な会話を…相手に安心感を与え、落ち着いた雰囲気をつくりをする。

③つながりづくり…信頼関係を築く…相手の話をゆくりと聴く。

2、「相手の立場に立つ」…自分の経験などで判断しない…状況把握と相談者の意思の尊重。

①相談者の置かれている状況の把握とそれへの配慮…相手の立場に立つて考える。

②相談者が本当に望んでいることの推察…先入観を持たずに話を聴いてみる。

③相談者本人が選択できるような複数の情報提供…相手の立場を理解し、意思を確認する姿勢。

3、「相手の思いを受け止める」…複雑な心情をくみ取り、認める…適切な支援につなげるために。

①相談者の伝えたい思いを受け止める…話される言葉を大切にしながら、じっくりと話を聴く姿勢。

②相談者以外に周りの人からも話を聞き、個々の価値観を尊重する…これまでの生活や価値観を尊重しながら、家族や地域から孤立しない手助け。

③本場のニーズを把握し、支援につなげる…本場の気持ち、ニーズは何かをいろいろ想像しながら話を聴く。

④他の委員と相談し、チームで対応していく…情報の共有化を図り、組織として、仲間として問題の解決にあたる。

(注) 守秘義務・本人の同意

最後に私も歳を重ねることに人の話を良くきかず、自己主張ばかりに走る傾向にあります。今回の研修で得た教訓を、これからの委員活動にまた、人生に活かしてまいりたいと考えております。



▲相談技法研修会の様子

研修日程のご案内

【民生委員児童委員研修】

○期日及び会場

会場・期日・対象		会場	参集範囲
長野会場	[1期目] 平成24年11月29日(木)	ホクト文化ホール(中ホール) [長野市若里1-1-3] TEL:026-226-0008	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、 下水内郡、長野市、須坂市、中野市、 飯山市、千曲市
	[2期目以上] 平成24年10月11日(木)		
東御会場	[1期目] 平成24年11月15日(木)	東御市サンテラスホール(ホール) [東御市常田505-1] TEL:0268-62-3700	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、 上田市、小諸市、佐久市、東御市
	[2期目以上] 平成24年10月12日(金)		
塩尻会場	[1期目] 平成24年11月22日(木)	塩尻市レザンホール(大ホール) [塩尻市大門七番町4-8] TEL:0263-53-5503	木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、 松本市、塩尻市、安曇野市、 諏訪市、茅野市、岡谷市、大町市
	[2期目以上] 平成24年11月 8日(木)		
駒ヶ根会場	[1期目] 平成24年10月18日(木)	駒ヶ根市文化会館(大ホール) [駒ヶ根市上穂栄町23-1] TEL:0265-83-1130	諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、 飯田市、伊那市、駒ヶ根市
	[2期目以上] 平成24年11月 9日(金)		

- 内容 1期目 住民に“寄り添う”相談援助活動
2期目以上 地域の福祉力向上のために、ネットワークづくりのポイント

【主任児童委員研修】

[東北信会場] 平成24年12月 7日(金):ホクト文化ホール
[中南信会場] 平成24年12月14日(金):松本勤労者福祉センター



表紙写真紹介

信州上田城
けやき並木紅葉まつり
(11月上旬)

春に咲き誇る「上田城千本桜」で有名ですが、秋の紅葉も見事です。桜の赤・モミジの深紅・イチョウの黄色など、鮮やかに上田城跡を彩ります。けやき並木はライトアップされ、ロマンチックな散歩道となります。

撮影

上田市
民生児童委員

百瀬 邦昭さん

profile

定年退職後、趣味として写真を始め、主に地域の風景や愛犬(ビグル犬)・花の写真を撮っている。奥さんが開設している愛犬のホームページへアップするなどして楽しんでいる。民生児童委員2期目。



表紙写真募集!!

表紙を作品発表の場、地域の紹介の場にと考えています。日ごろ写真を趣味にしているいらっしゃる民生児童委員の方々の地域の風景やお祭りなどの風物詩を撮った写真を募集します。

デジカメで撮った作品の電子データをCDRに入れて、撮影者のプロフィール、写真の内容に関する説明を添えて県事務局までお送りください。詳細は県事務局(026-225-1613)まで。

先日、全員に県社協より「生活福祉資金のご案内」のパンフレットが配布されました。民生委員がこの制度に直接関わるのが少なくなってきたいますが、パンフレットには「お申し込み・ご相談は、市町村社会福祉協議会、またはお住まいの地区の民生委員にお願いします。」とあります。まったく無関心ではられません。

今この不況の中でお金を必要とする世帯は大変増えており、各地区の社協に見える相談者も多いと聞いています。しかし実際に貸付の対象となる世帯は少なく、これからはさらにその深刻さが増すことが懸念されることです。

そんな中で、我々民生委員は何をすれば良いのか? 答えはなかなか見つかりません。

我々の本来の役割は「つなぐ」ことです。これからいろいろな案件を拾い上げ、次の役割の人たちに繋いでいく。それを誠実にやるのが大切ではないでしょうか。

(小林 善則)



編集委員 / 熊井 文弘・守屋 輝代・小平 實・小林 善則